



救急出動件数 146件
火災出動件数 2件
(8月末日現在)

上下水道課

☎ 47-2118

役場 1階
窓口 5番

農家地区の水洗化事業希望を受け付け

町では、農家地区のし尿と台所・風呂・洗濯水などの生活雑排水を処理するため、各家庭に合併浄化槽を設置する「個別排水処理施設整備事業」を実施しています。

合併浄化槽の設置と維持管理は町が行いますが、浄化槽を利用される方には受益者分担金50万円と毎月の使用料のほか、浄化槽にかかる電気料金も利用者負担となります。

ほかに、トイレなどの改造費や浄化槽までの排水設備工事費、浄化槽設置に支障となる庭木などの移設や既存の単独浄化槽の撤去費用などは、利用者の負担となります。

フッ素で強い歯に

フッ素を歯の表面に塗ることで、歯を丈夫にします。虫歯のない子に育てるために、フッ素塗布を受けましょう。

受診方法に関する詳しい内容について、対象年齢のお子さんがいる家庭に後日、個別に

予防接種を受けましょう

赤ちゃんは成長するとともにお母さんからもらった病気に対する抵抗力(免疫)がだんだんと弱くなってきます。

元気にすくすくと育つには、予防接種を受けることが大切です。予防接種を正しく理解して、必要な時期に必要な予防接種を受けましょう。

定期予防接種については、新生児訪問や郵送などで個別にお知らせしています。転入などにより、各予防接種受診票がお手元でない

■問合せ 子ども未来課子ども支援係 (☎ 47-2367 認定こども園内)

くらしの伝言板

- 申込期限 10月30日(金)
○申込み・問合せ
令和3年度に設置を希望される方は、上下水道課にお問い合わせください。

水道の使用開始と中止の届け出を

営農用などの目的で散水栓を設置されている方に、使用期間の実態に合わせた水道料金を負担していただいています。

使用開始および使用中止に当たっては、あらかじめ町に届け出が必要のため、直接上下水道課で手続きを行うか、電話での手続きも受け付けていますので、必ず使用開始・中止時の届け出を行ってください。

転出・転居および使用者変更の場合も忘れずに届け出を行ってください。

○問合せ 上下水道課業務係

町民課

☎ 47-2203

税の関係 ☎ 47-2193

役場 1階
窓口 1番

国保税の第5期の納期限は11月2日

国保税第5期分の納期限は、11月2日(月)です。納期限内に忘れずに納めましょう。

なお、納期限を過ぎた町税で、納め忘れの方は至急納入してください。

10月は不正軽油防止強化月間

不正軽油とは、軽油に灯油や重油を混ぜたり、軽油以外の石油製品から軽油を密造したものなどをいい、これらを製造・販売・使用することは、脱税行為であるのみならず、大気汚染や硫酸ピッチの不法投棄にもつながるなど、私たちの健康に重大な影響を与える悪質な犯罪です。

道では、不正軽油撲滅に向けて関係機関と連携し、取り締まりをさらに強化します。

「不正軽油」について情報がありましたら、次までご連絡ください。

- ・不正軽油ストップ110番 (フリーアクセス ☎ 0800-8002-110)
・オホーツク総合振興局北見道税事務所 (北見市青葉町6番6号 ☎ 25-8684)

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に關係するものに限り)も納付することができます。

○とき 10月14日(水)・11月11日(水)

17時30分～20時

○ところ 町民課窓口

困ったら一人で悩まず「特設行政相談所」

行政相談委員は、毎日の暮らしの中で生じる、国や特殊法人への苦情、行政の仕組みや手続きに関する相談を受け付けています。

人の動き → 4,825人(-4)

男 2,322人(-1) / 女 2,503人(-3)
世帯数 2,096世帯(±0)

8月末日現在の住民基本台帳 カッコ内は前月対比

皆さんの意見・要望などを、総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員がお聞きして解決を図ります。

相談は無料で、秘密は固く守られます。電話でも受け付けますので、気軽にご相談ください。

■このようなことはありませんか

- ・困りごとがあるが、どこに相談して良いかわからない
・役所の説明や事務の取り扱いに納得できない
・制度や仕組みを教えてください など

○とき 10月19日(月)

13時30分～15時30分

○ところ 役場相談室2(町民課横)

○相談委員 行政相談委員
清井久美子さん(西富)

○問合せ 町民課町民生活係

秋のすずらん無料法律相談を開催

このようなことでお困りではありませんか？

- ・お金を貸したのに返ってこない
・親が認知症となり、自分で財産管理ができなくなってきた
・離婚の際に約束した財産分与、慰謝料、養育費がもらえていない
・心当たりのない請求書が届いた など

「秋のすずらん無料法律相談」は、釧路弁護士会が主催する無料の法律相談で、弁護士の存在をより身近に感じてもらえるようにと、弁護士事務所のない地域において実施しています。

本町でも、次のとおり開設されますので気軽にご相談ください。

相談するだけで解決できる悩みもあります。弁護士と顔を合わせて、問題やトラブルを整理することで解決策が見えてきます。ぜひこの機会に相談してみませんか。

○とき 10月14日(水)14時～16時30分

○ところ 町公民館農事研修室

○担当弁護士 佐藤信孝弁護士(北見市)

※相談は無料ですが、予約制です。申し込みは10月12日(月)までに町民課町民生活係へ